

2020年 11月 25日

防衛装備庁長官殿

審査請求人 [REDACTED] ㊞

審 査 請 求 書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

2 審査請求に係る処分の内容

防衛装備庁が2020年 11月4日 装官総第15071号により審査請求人に対してした「行政文書不開示」の決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2020年 11月 6日

4 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

5 審査請求の理由

理由1

添付資料1「New York Times 2020年10月19日付記事」は、キューバや中国、ロシア等で米国の国民が遠隔的な手段により攻撃され、脳損傷を含む、様々な症状（音を聞く、眩暈、記憶の欠如、頭痛など）に苦しむ「ハバナシンドローム」と呼ばれる現象について、多くの外交官やCIA職員、科学者が、それがマイクロ波攻撃によって引き起こされた可能性が高いと考えていること、ロシアによる攻撃である可能性が疑われていることを報じている。資料2「Washington Post2020年10月25日付社説記事」は、資料1の記事及び資料3「GQ 2020年10月20日付記事」を元に、人々がこの不可視攻撃の真実を知る必要があることを訴えている。資料3の報道の中では、このような遠隔攻撃を可能にする指向性エネルギー兵器の広まりの例として、米国の持つ技術の他に、ウクライナがサウジアラビアに技術を売却したこと、中国やイランによる同様の技術の所持の可能性が書かれている。

資料1の発行元New York Timesや資料3のWashington Postは、日本国内で言えば、行政機関等においてその報道内容が信頼性があるとみなされる読売新聞社や朝日新聞社など大手新聞社と同等の信頼性を米国において持つ歴史と実績のある新聞社であり、その報道内容は一般に信頼性がおけると考えられる。これらの報道によると現時点で米務省はこの事件の最終的な結論をまだ下していない。しかし、専門家がこの攻撃が電磁波の生体効果を使用した武器による可能性が高いこと、そのような指向性エネルギー兵器が世界に広まっている可能性があることとらえていることを示している。

そのような事実を踏まえた時、防衛装備庁の説明する請求文書の不開示理由「

当該請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合、科学技術に関する情報についての防衛省・自衛隊の情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがある」ということよりも、請求文書が開示とされることにより「電磁波の生体効果を使用した武器」について同機関の所持する情報を日本国民が誰も何も知らないことの方が、国の安全にとってより危険であることから、不開示理由として成立しない。

よく考えて頂きたい。一方では、電磁波の生体効果を利用した遠隔攻撃できる兵器の存在とそのような武器が使用されている可能性が極めて高いという社会の現実がある。一方で、日本国民の殆ど全てが誰も、例えば国会議員も含めて、そして本請求を審査する委員の方々も含めて、電磁波の生体効果を使用した武器がこの社会に在するか否かについてすら知識を持たず、また知ろうとして本請求のように防衛装備庁等の行政機関に文書開示を求めても知ることできないのである。では米国各紙で現在報道されているように、電磁波の生体効果を使用した武器など指向性エネルギー兵器で日本国民が実際に攻撃されたらしたら、国民たちはどのようにして身を守ることができるのか。何も知らないし知ることもしないのだから身を守ることが不可能である。国民が自分自身で身を守れないだけでなく、そのような知識を与えられていない警察官も国民を守ることができない。

その状態こそが「国の安全を害するおそれ」をもたらすのは明白であり、本請求を審査される委員の方々には、論理的に、科学的に、この単純な点を考えて頂きたい。もし自分が今そのような不可視の遠隔兵器で攻撃されたらどのように身を守ることができるのか。そのための情報をどのようにして得ることができるのか。それを考えれば、自ずと本請求に対する答えは出るものと思われる。もしそのような武器の存否すら確かめることができなければ、誰もそのような武器に対して備えることはできない。国民とその代表である国会議員らが防衛省等に対して例えば予算措置を設けてそのような武器に対して備えるように促したくとも、そのような判断をする基礎となる武器の存否情報も含めて得ることができないため、議論を行いそれが必要な措置であるかを判断することすら不可能となる。

現在がそのような理由から既に国の危険がおびやかされているおそれがあるため、本請求を通じて求めている文書の存否と、また存在する場合にはその内容の可能な範囲での開示を速やかに行うべきである。

また、不開示決定理由に示されているように、文書の内容によってはその開示により「防衛省・自衛隊の情報・関心が推察され」同機関の効果的な任務遂行に支障を生じさせることがあるかもしれない。しかしながら、請求人が行った開示請求対象の行政文書の内容は開示請求前に防衛省の情報公開室の担当官である ████████ 氏と電話で相談、調整をしながら決定したものであるが、その話し合いの中で、「電磁波の生体効果を使用した武器」に関して、例えば会議で討議した議事録や、調査した際に作成された文書も含む様々な行政文書に対しての請求であることを担当官に伝え、それを踏まえて作成された開示請求の内容である。請求対象として想定される様々な文書の全てが、ただちに国の安全を脅かすとは到底考えられず、よく内容を精査して防衛省の任務遂行に支障のない範囲でその一部を開示することは可能と考えられる。その文書の開示により請求者の法的に保障された権利に応えると共に、日本国民が日本国民を守るために不可欠な情報を提供すべきである。もし、請求内容の文書が存在しないのであれば、直ちにその結果を開示することで、国民が適切な対応するための基礎となる情報を与えるべきである。よって、本請求に関わる防衛装備庁の不開示決定は、国民を危機に陥れている。本請求は、国民の生命と身体の安全に関わるため、審査にあたる委員の方々には責任をもって判断を下し、速やかに同機関に適切な勧告をして頂きたい。

理由 2 請求者は、資料 1～3 に報道されている「ハバナシンドローム」の症状に類似の、

遠隔的な攻撃と推察される方法による痛みやその他の様々な症状に苦しんでおり、電磁波の生体効果を使用した武器で攻撃されている可能性があるため、開示請求を行っている文書の存否や、存在する場合にその内容を知り、それを捜査機関や行政機関、立法機関に提示して適切な対策を行うように促す必要がある。

理由3 請求者同様に電磁波の生体効果を使用した武器等、いわゆる指向性エネルギー兵器で攻撃されている可能性があるとして被害を訴える者が、被害者組織に所属している者だけでも日本国内に最低で数百人はいる。それらの被害を訴える者たちは、日々苦しみ、その中には苦しみに耐えられず既に自殺した者も幾人もいると伝えられる。開示請求を行っている文書の開示は、理由2同様、それらの者たちにとって必要であり、開示されるべきである。

もっとも、電磁波の生体効果を用いた武器等による攻撃被害の訴えの内容に関しては、それを精査することは本請求の審査の目的を外れるため、そのための資料の添付はしない。本請求の審査は、主に理由1に示された内容を添付資料と共によく斟酌して判断頂きたい。しかし審査にあたっては、このように日本に電磁波の生体効果を使用した武器で攻撃を受けているという現実の訴えが既に多数存在しており、自殺によって解決を図るものもいるという緊急性がある状況で、請求者の求める文書の開示が国民に正しい情報を与える一方、不開示決定が国の安全を脅かすものであることをよく考えて判断して頂きたい。

6 実施機関による教示の有無及びその内容

「本件処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

7 添付書類

資料1 「New York Times 2020年10月19日付記事」

資料2 「Washington Post 2020年10月25日付社説記事」

資料3 「GQ 2020年10月20日付記事」